

まごころレター

2025.11.01

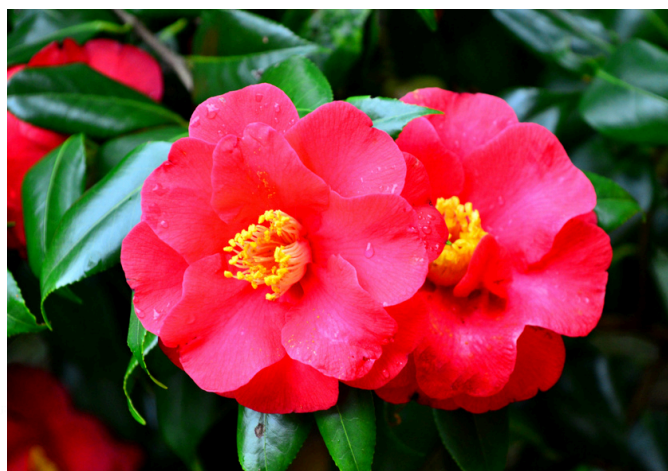
第107号

こんにちは！

登別市社会福祉協議会（社協）です！

11月15日は七五三です。なぜ11月に行うのか、疑問に思ったことはありませんか？

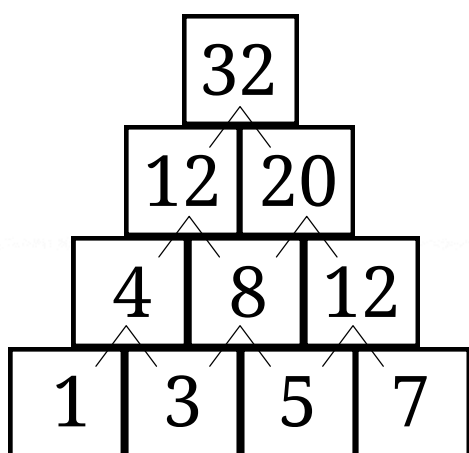
もともと11月は、その年の収穫を神様に感謝する月でした。そのため、満月である11月15日に、収穫と子どもの成長の両方に感謝し、神様の加護を祈るようになったと伝えられています。



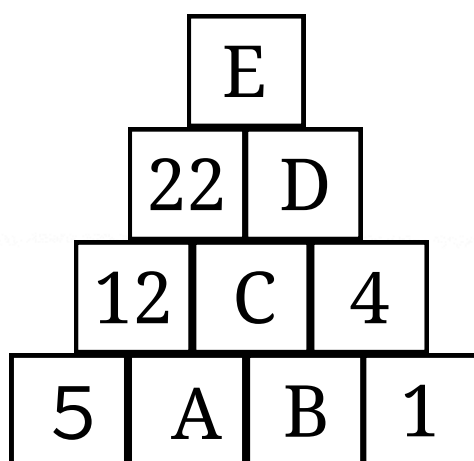
あたまの体操

今回は「ピラミッド計算」です。同じ段の隣同士の数字を足すと、ひとつ上の段の数字になります。【例】を参考にしながら、A～Eに数字を入れましょう。

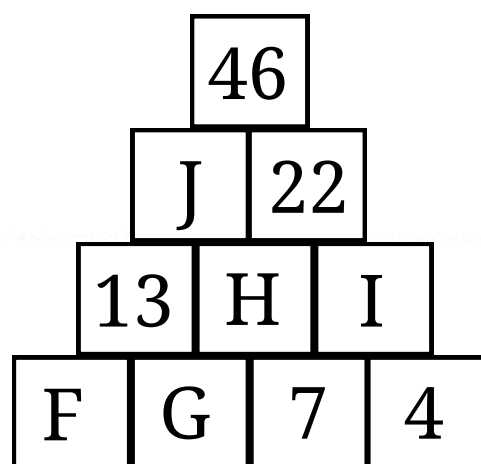
例



問題①



問題②



消費者被害を抑えるために

消費者被害って？

9月号では、電話でお金をだまし取る「特殊詐欺」についてお伝えしましたが、覚えていらっしゃいますか？

今回は、特殊詐欺だけでなく、商品やサービスをめぐる「消費者被害」についてご紹介します。

消費者被害とは、必要のないものを買わされたり、だまされてお金を支払ったりしてしまうことです。特に、高齢の方は「一人暮らしで寂しい」「周りに相談できる人がいない」といった気持ちにつけこまれ、悪質な業者に狙われやすい傾向があります。



消費者被害の例

ここでは地域包括支援センターの職員から報告のあった登別市内で起こった消費者被害の一例を紹介します。

ある日、Aさん宅を訪問したところ、電話が鳴っていました。電話の相手は、Aさんが注文したという高額なサプリメントを明日届ける、という販売業者でした。

しかし、Aさんは「そんなものは注文した覚えがない」と困惑したご様子。そこで、職員が代わりに電話に出て、話を聞くことにしました。

販売業者の担当者は、電話で商品を勧め、Aさんが「買う」と了承したとのこと。本来39万8千円のところ、23万円に値引きしたと説明し、契約に至ったということです。

怪しいと思ったら...

今回の事例は、幸いにも解約できたので大事には至りませんでした。もし一人で抱え込んでいたら、焦って支払ってしまったかもしれません。

少しでも不安に思ったら、まず誰かに相談することが大切です。たとえば、ご家族や地域包括支援センターの職員、民生委員やその他身近な頼れる人に話してみましょう。

また、消費者被害については、専門の相談窓口があります。

- ・消費生活センター（市役所1階） ☎85-3491
- ・登別消費者協会（しんた21・2階） ☎85-8307

困ったときや悩んだときは、どうか一人で抱え込まずに、すぐに頼れる人に相談してください！



答え A.7 B.3 C.10 D.14 E.36
F.9 G.4 H.11 I.11 J.24



まごころレターは赤い羽根共同募金の支援を受けて発行しています

